

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第6条第1項第3号の規定に基づく良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準(以下「居住環境基準」という。)並びに同項第4号の規定に基づく自然災害による被害の発生の防止又は軽減の配慮に関する基準(以下「災害配慮基準」という。)は、次のとおりとする。

### 第1 居住環境基準

居住環境基準は、法第6条第1項に規定する申請(以下「認定申請」という。)に係る建築物が、次の各号に掲げる基準に適合することとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項各号に掲げる計画が定められているものの区域内に建築する場合において、同法第58条の2第1項及び第2項に規定する届出が行われていること。ただし、同条第3項に基づく勧告を受けている場合は、この限りでない。
- (2) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画が定められているものの区域内に建築する場合において、同法第16条第1項及び第2項に規定する届出が行われていること。ただし、同条第3項に基づく勧告を受けている場合は、この限りでない。
- (3) 認定申請に係る建築物が、次に掲げる区域内に建築するものでないこと。
  - ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
  - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
  - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、該当する区分に掲げる場合は、居住環境基準に適合しているものとする。
  - ア 前号 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業に認定申請に係る建築物が適合する場合又は当該都市計画事業に支障を及ぼすおそれがないものであり、長期にわたって存続することができると市長が認める場合

イ 前号イ 認定申請に係る建築物が同号イに規定する都市施設の土地の区域内に存在せず、かつ、認定申請に係る土地の区域から当該都市計画施設に係る土地の区域を除いた土地の区域に関して建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項及び第2項並びに同法第53条第1項の規定の基準に適合する場合

## 第2 災害配慮基準

災害配慮基準は、認定申請に係る建築物が、次の各号に掲げる区域内に建築するものでないこととする。ただし、当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間で解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊における災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (4) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

## 第3 認定申請書の添付図書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第2条第1項に規定する添付図書は、居住環境基準／災害配慮基準適合状況確認シート（別紙）とする。

別紙（第3関係）

居住環境基準／災害配慮基準 適合状況確認シート

申請者の氏名又は名称	
建築地の地名地番	佐倉市

※以下を記入してください

居住環境基準	地区計画区域 (名称 )	区域の 内・外	届出の 要・否	勧告の有無 あり・なし
	景観計画区域	区域の 内・外	届出の 要・否	勧告の有無 あり・なし
	促進区域 (名称 )	区域の 内・外	除外規定の適用 (第1(4)ア) 有・無 (有の内容 )	
	都市計画施設	区域の 内・外	除外規定の適用 (第1(4)ア・イ) 有 無 (有の内容 )	
	市街地開発事業 (名称 )	区域の 内・外	除外規定の適用 (第1(4)ア) 有・無 (有の内容 )	
	地すべり防止区域	区域の 内・外	除外規定の適用 有・無 (有の内容 )	
災害配慮基準	急傾斜地崩壊危険区域	区域の 内・外	除外規定の適用 有・無 (有の内容 )	
	土砂災害特別警戒区域	区域の 内・外	除外規定の適用 有・無 (有の内容 )	
	災害危険区域	区域の 内・外	除外規定の適用 有・無 (有の内容 )	